

総行行第12号
国営計第102号
国土入企第24号
平成26年1月24日

各都道府県知事 殿
（市町村担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長 殿
（議会事務局扱い）
各政令指定都市市長 殿
（契約担当課扱い）
各政令指定都市議会議長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

国土交通省土地・建設産業局長

公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について

平成26年4月1日の消費税率引上げによる駆け込み需要とその反動減の緩和、経済の成長力底上げ及び持続的な経済成長の実現を図るために策定された「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日閣議決定）では、「建設産業の現場の人手不足感が高まる中で、地域の建設企業が採算性を確保しつつ、公共事業の円滑な施工が確保されるよう、最新の労務単価の適用等による適正な価格による契約、地域企業の活用に配慮しつつ発注ロットの大型化等による技術者・技能者の効率的活用、地域の実情等に応じた資材等の地域外からの調達に係る適切な支払い、入札契約手続きの効率化等の徹底、

資金調達の円滑化により、万全を期する。」とされているところです。

各地方公共団体におかれては、本経済対策の趣旨、「技能労働者への適切な賃金水準の確保」（平成 25 年 3 月 29 日付け国土入企第 37 号）、「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（平成 25 年 3 月 8 日付け総行行第 43 号・国土入企第 34 号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成 23 年 8 月 25 日付け総行行第 126 号・国土入企第 14 号）において要請した内容を踏まえ、公共事業の円滑な施工を確保していただくようお願いします。

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 23 年 8 月 9 日閣議決定）においては、予定価格の設定に当たっては、資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算の徹底に努めることとされていますが、最近では、大型の公共建築工事を中心に、予定価格が実勢価格と乖離していることなどを原因として入札不調・不落が発生しているところです。

このため、まずは下記の具体的な措置を講じることにより、実勢を踏まえた適正な予定価格の設定等を通じた円滑な施工確保を図られるようお願いします。

つきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 18 条第 2 項に基づき、下記の措置を講じるよう要請します。

なお、別添 1 のように、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知していますので、併せてお知らせいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をよろしくお願いします。

記

1. 最新単価による予定価格設定の徹底

予定価格の設定については、地方公共団体の財務規則等により、取引の実例価格等を考慮して適正に定めなければならないなどとされているが、発注者によっては予定価格の設定が入札の数ヶ月以上前となる場合があり、適用する単価の時点が古く、予定価格が実勢価格を下回りやすい等の状況が見受けられることから、次の措置を講じることにより最新単価で予定価格を設定すること。

- ・ 予定価格が事後公表の場合

入札日直近における最新の単価を適用して予定価格を設定することを基本とすること。

- ・ 予定価格が事前公表の場合

建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 6 条第 1 項（※）に規定する見積期間を設けて、最新の単価に基づき再積算し、予定価格を修正公告する方法や、予定価

格を入札公告時には示さず、入札日前に公表する方法を採用するなどの工夫を講じることとし、これらの場合には、入札公告等にその旨明記すること。

※建設業法施行令第6条第1項（建設工事の見積期間）

「 法第20条第3項に規定する見積期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

- 1 工事1件の予定価格が5百万円に満たない工事については、1日以上
- 2 工事1件の予定価格が5百万円以上5千万円に満たない工事については、10日以上
- 3 工事1件の予定価格が5千万円以上の工事については、15日以上 」

2. 公共建築工事の積算で適用する単価について

公共建築工事については、積算の特性に鑑み、入札公告前に、通常積算に用いる単価が実勢価格と乖離していないか確認するとともに、乖離のおそれがある場合には、上記1. の措置に加えて次の措置を講じることにより、実勢に応じた予定価格を設定すること。

(1) 材料価格、複合単価及び市場単価について

材料価格、複合単価及び市場単価について、実勢価格と乖離しているおそれがある場合には、これまでの設定方法に加え、専門工事業者・資材メーカー等から見積りの提出を求め、単価設定に当たり考慮すること。

(2) 見積単価について

見積単価について、実勢価格との乖離のおそれがある場合には、専門工事業者・資材メーカー等からの見積収集を的確に実施した上で、過去の工事実績に加え、変動する経済環境や価格動向等を総合的に考慮して、適切に設定すること。

(3) 不調・不落となった場合における見積りの提出を求める方法等の活用

最新の単価を適用してもなお不調・不落となった場合には、入札参加者からも見積りの提出を求める方法等を活用すること。

3. スライド条項の適切な設定・活用

契約後、資材や労務費が高騰するなどの変動に備え、いわゆるスライド条項（公共工事標準請負工事約款第25条）を適切に設定するとともに、受注者からの申請に応じて適切な対応を図ること。また、その旨、建設業者に周知徹底すること。

4. 設計図書の適切な見直し

発注の前提となっている設計図書に基づく数量、施工条件等が施工実態と乖離している場合は、その適切な見直しを図るよう徹底すること。

5. 公共建築工事の予定価格の適正な設定等に関する相談受付

公共建築工事の積算に関して、地方整備局等が設置している公共建築相談窓口（別添2）において、

- ・ 材料価格、複合単価、市場単価及び見積単価を設定する際に、実勢価格を適切に反映させるために考慮すべき事項
- ・ 不調・不落となった工事等について再度予定価格を定めるに当たり入札参加者から見積りの提出を求める方式（見積活用方式）の適切な進め方

等、予定価格の適正な設定等について、新たに相談の受付を開始したので、活用すること。

6. 公共建築工事の予定価格の適正な設定等に関する柔軟な対応

上記1.～4.の措置を講じるにあたっては、予算措置や予定価格の設定等に関する規則等の運用などについて、柔軟な対応をすること。